

一 第12次鳥獣保護管理事業計画の概要 一

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）第4条に基づき、国の基本方針に即して、県が実施する鳥獣保護事業を推進するため、平成29年度を初年度とする「第12次鳥獣保護管理事業計画」を策定するもの。

第1 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

これまで県指定の鳥獣保護区は95か所（県土面積の19.8%超：約144,531ha）指定している。

第12次計画では、既設鳥獣保護区の多くが指定期間（20年間）の継続中であることを踏まえ、これまで守り続けてきた豊かな自然環境を次代に引き継ぐため、鳥獣の生息状況等に応じた適切な鳥獣保護区の指定及び見直し等を行なう。また、イノシシ又はニホンジカによる被害が確認されている鳥獣保護区については、必要に応じて、これらの捕獲を可能とし、それ以外の狩猟鳥獣の捕獲を禁止とする「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」への指定変更を行うことを検討する。

(1) 新規鳥獣保護区の指定については、現段階において予定はないが、生息環境等鳥獣の保護繁殖上、必要と認められる場合には、関係者の合意の下、適宜指定する。

(2) 既設鳥獣保護区1か所について再指定（期間更新）を行う。

◆既指定地区の再指定計画表

〈第1表〉

| 年度 | 保護区名称 | 変更区分 | 更新前 | 変更面積 | 更新後 | 更新理由 |
|--------|------------------|------|-------------|---------|-------------|----------|
| 平成32年度 | 上品山硯上山鳥獣保護区（石巻市） | 再指定 | ha 1,392 | ha - | ha 1,392 | 希少鳥獣の生息地 |
| 計 | 1 か所 | | 1,392 | - | 1,392 | |

◎ 第12次計画での鳥獣保護区指定状況

前述の再指定の結果、本県の鳥獣保護区は次のとおりとなる。

| | | | | |
|--------------------------------|---|---|---|--------------------------------|
| (現 状) 95か所 144,531ha | ⇒ | (計画内容) 新規指定 - か所 - ha 再指定 1か所 1,392ha | ⇒ | (計画末) 95か所 144,531ha |
|--------------------------------|---|---|---|--------------------------------|

2 特別保護地区の指定

鳥獣の生息環境として特に保全を必要とする重要な地域について、これまで10か所(約8,807ha)の指定を行っている。本計画期間内においては、既設鳥獣保護区を中心に鳥獣の生息環境を監視し、鳥獣の保護繁殖上、生息地の保全が特に必要と認められたか所について適切に区域指定を行う。

(1) 新規特別保護地区の指定については、現段階において予定はないが、生息環境等鳥獣の保護繁殖上、必要と認められる場合には、関係者の合意の下、適宜指定する。

(2) 既設特別保護地区の変更については、現段階において予定はない。

◎ 第12次計画での特別保護地区指定状況

前述の新規指定の結果、本県の特別保護地区は次のとおりとなる。

| | | | | |
|----------------------------|---|---|---|----------------------------|
| (現 状) 10か所 8,807ha | ⇒ | (計画内容) 新規指定 - か所 - ha 再指定 - か所 - ha | ⇒ | (計画末) 10か所 8,807ha |
|----------------------------|---|---|---|----------------------------|

3 休猟区の指定

休猟区は、狩猟鳥獣の生息数の自然回復を促進し、長期的な狩猟の維持を図るものである。指定期間は2年間。

本計画期間中においては、狩猟者が減少傾向にあることや狩猟鳥獣の生息数に著しい減少が見られないことから、現時点では新たな指定を行う予定はないが、狩猟鳥獣の生息環境の変化や農林水産業被害等の状況に応じて、適切に対処する。

4 鳥獣保護区の整備等

鳥獣保護区の指定目的を達成するため、保護区等の制札板・案内板の整備や補修を行う。生息環境の整備としては、地域環境や生態系に配慮しながら、餌木の植栽や巣箱等を設置する。また、「野鳥の森」については、案内板や観察路の整備・補修を計画的に行い、適正に維持管理する。

なお、鳥獣の生息調査や違法捕獲取り締まりのための巡視活動を継続する。

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

絶滅のおそれのある鳥獣の人工増殖については、ワシタカ類、ガン類等の希少種を対象として、傷病救護個体のうち治癒後放鳥不可能なものを活用し、個体数維持に努める。また、実施に際しては、当該個体の増殖を必要とし、かつ技術を有する施設への依頼を前提に、仙台市八木山動物公園の協力のもと進める。

2 放鳥獣

狩猟鳥獣である哺乳類及び外来種の鳥類に関しては、生態系に影響を及ぼす恐れがあるため、保護繁殖上必要な場合を除き、放鳥獣しない（傷病鳥獣や錯誤捕獲の放鳥獣は除く。）。

また、ペット動物の逃げ出し・遺棄は、そのものの野生化を招き、既存生態系を破壊する可能性が高いことから、関係機関において、ペット動物の適正飼養及び保管について、指導・啓発に努める。

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等については、その目的毎に具体的な許可基準を定める。

わなについては、人への危険及び錯誤捕獲を防止するため、猟具の構造を見直し、狩猟時のとらばさみ使用を禁止するなどの他、適切な設置（猟具への標識装着等）や地域住民への周知の徹底について指導する。

保護の必要性が高い種または地域個体群に係る捕獲許可については、特に慎重に取扱い、適正な捕獲の実施について指導する。また、水鳥又は稀少猛禽類の鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

2 学術研究を目的とする場合

理学、農学、医学薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者に対する許可については、必要最小限の種・数で1年以内の期間において許可するものとする。なお、研究により得られた成果については、学会・学術誌等により一般への公開を原則とする。

3 鳥獣の保護を目的とする場合

行政事務の遂行のための捕獲及び傷病鳥獣の保護について、それぞれの許可基準を定める。

4 鳥獣の管理を目的とする場合

第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合は、県が策定した同計画に基づき、許可基準のほか「宮城県特定鳥獣捕獲許可事務取扱要領」（平成17年4月1日施行）により適切に許可し実施するものとする。

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止を目的とする場合については、行動圏、生息域が拡大し、それに伴い被害区域も拡大傾向にあるツキノワグマ・ニホンザル・ニホンジカ・イノシシ等による被害増加に対しては、生息状況や被害状況の把握に努め、保護管理と被害防除対策等について、市町村を含めた関係機関との連携協力により進める。また、予察捕獲については、被害が大きく被害時期が一定し、かつ個体数の多いカルガモ・カラス類・スズメ類・ハト類について許可対象種とする。

また、狩猟免許を受けていない者に対して、小型の箱わな等により小型の鳥獣を捕獲する場合で、住宅等の建物内の被害防止のため敷地内において捕獲する場合、又は農林業被害防止の目的で農林業者自らの事業地内において捕獲する場合で、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等を生じないと認められる場合及び農林業者が自らの事業敷地内に侵入したイノシシ、シカ等を囲いわなで捕獲する場合に限り捕獲を許可することができる。

さらに、法人に対する許可で銃器の使用以外の方法による場合、一定の条件の下、捕獲従事者の中に該当する狩猟免許を所持しない者を補助者として含めることができる。

5 その他特別な事由の場合

その他特別な事由による捕獲は、公共施設等の展示のための捕獲、養殖鳥の過度の近親交配のための捕獲とし、それぞれの許可基準を定める。

6 その他、鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

捕獲許可した者への指導としては、適切に捕獲物又は採取物を処理すること、捕獲等の実施に当たっては、実施者に錯誤捕獲や事故の発生防止のため、必要な指導を行うこととしている。

市町村への捕獲許可権限委譲については、生息数・分布等広域的見地を踏まえ、必要性・捕獲体制の整備状況等を勘案した上で市町村への委譲に努める。

鳥類の飼養の適正化については、新規の愛玩飼養の登録は認めないこととし、登録の更新に当たっては、すり替え防止を徹底することとする。また、販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、必要な条件を満たす場合のみ認める。

第5 特定猟具使用禁止区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 銃猟を禁止するものについては、出猟者と地域住民の接する機会の多い地域及び銃猟による事故発生の危険度の高い地域を、必要に応じて新規指定を行う。

わな猟を禁止するものについては、学校や通学路周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のために利用者が多いと認められる場所など、わな猟による事故発生の危険度の高い地域を、必要に応じて新規指定を行う。

なお、現段階において計画期間中の新規指定の予定はない。

(2) 既指定特定猟具使用禁止区域（銃）について、次のとおり更新する。

◆既指定地区の更新計画表

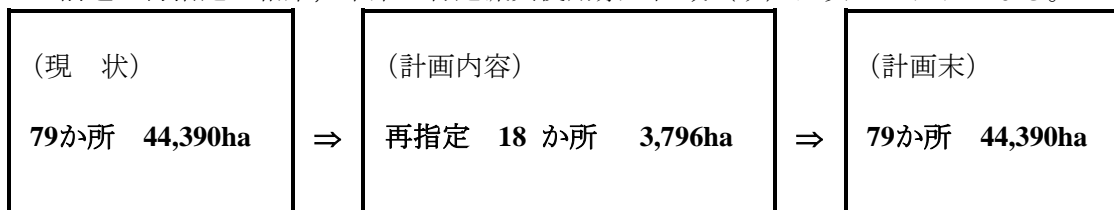
〈第2表〉

| 年度 | 名称 | 変更区分 | 変更前 | 変更面積 | 変更後 | 変更理由 |
|--------|---------|------|-----|------|-----|------|
| 平成29年度 | 深山自然観察路 | 再指定 | 43 | - | 43 | 期間更新 |
| | 水神沼 | 再指定 | 33 | - | 33 | 期間更新 |
| 平成30年度 | 迫西部 | 再指定 | 313 | - | 313 | 期間更新 |

| 年 度 | 名 称 | 変更区分 | 変 更 前 | 変更面積 | 変 更 後 | 変 更 理 由 |
|--------|---------|------|-------|------|-------|---------|
| | 松ヶ房ダム | 再指定 | 666 | - | 666 | 期間更新 |
| | 田中ため池 | 再指定 | 9 | - | 9 | 期間更新 |
| | 舞根湾 | 再指定 | 16 | - | 16 | 期間更新 |
| | 米谷 | 再指定 | 7 | - | 7 | 期間更新 |
| | 河南 | 再指定 | 1,489 | - | 1,489 | 期間更新 |
| 平成31年度 | 角田・阿武隈川 | 再指定 | 436 | - | 436 | 期間更新 |
| | 荒川 | 再指定 | 201 | - | 201 | 期間更新 |
| | 剣塚 | 再指定 | 20 | - | 20 | 期間更新 |
| | 槻木 | 再指定 | 85 | - | 85 | 期間更新 |
| | 大松沢 | 再指定 | 42 | - | 42 | 期間更新 |
| | 鳴瀬川上流 | 再指定 | 154 | - | 154 | 期間更新 |
| | 上狼塚 | 再指定 | 160 | - | 160 | 期間更新 |
| | 荒沢 | 再指定 | 78 | - | 78 | 期間更新 |
| 平成32年度 | 境堤 | 再指定 | 16 | - | 16 | 期間更新 |
| 平成33年度 | 金山 | 再指定 | 28 | - | 28 | 期間更新 |
| 計 | 18 か所 | | 3,796 | - | 3,796 | |

◎ 第12次計画での特定猟具使用禁止区域指定状況

前述の再指定の結果、本県の特定猟具使用禁止区域（銃）は次のとおりとなる。



2 指定猟法禁止区域

指定猟法（鉛製散弾）禁止区域については、引き続き、同区域の維持管理に努め水鳥の鉛中毒死の防止を図る。また、代替散弾の流通状況や国の動向を把握しながら、必要に応じて区域の見直し等を行う。

指定猟法（鉛製ライフル弾）禁止区域については、今後も規制を継続し、鉛中毒事故発生状況の監視に努める。

◆既指定区域の更新計画表

〈第3表〉

| 年 度 | 区域名称 (指定猟法の種類) | 変更区分 | 変 更 前 | 変更面積 | 変 更 後 | 変 更 理 由 |
|--------|-------------------|------|-------|------|-------|---------|
| 平成29年度 | 牡鹿半島 (鉛製ライフル弾) | 再指定 | 8,537 | - | 8,537 | 期間更新 |
| 平成30年度 | 牡鹿半島 (鉛製ライフル弾) | 再指定 | 8,537 | - | 8,537 | 期間更新 |

| 年 度 | 区域名称 (指定猟法の種類) | 変更区分 | 変 更 前 | 変更面積 | 変 更 後 | 変 更 理 由 |
|--------|-------------------|------|--------|------|--------|---------|
| 平成31年度 | 牡鹿半島 (鉛製ライフル弾) | 再指定 | 8,537 | - | 8,537 | 期間更新 |
| 平成32年度 | 牡鹿半島 (鉛製ライフル弾) | 再指定 | 8,537 | - | 8,537 | 期間更新 |
| 平成33年度 | 牡鹿半島 (鉛製ライフル弾) | 再指定 | 8,537 | - | 8,537 | 期間更新 |
| 計 | 5 か所 | | 42,685 | - | 42,685 | |

3 猟区設定のための指導

管理された秩序ある狩猟が期待できる猟区の指定について、県猟友会や関係団体による指定が促進されるよう必要な助言を行う。

第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成及び計画に基づく施策の方針

本県における第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小等により絶滅のおそれが生じている鳥獣で、生物多様性の確保等の観点から、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加、又は維持する必要があると認められるものとする。

2 本計画期間における第一種特定鳥獣保護計画の作成

現時点で本県に生息する各種鳥獣の生息数に著しい減少等は見られないため、本計画期間中に作成する予定はない。

3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

本県における第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等、人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等で、生物多様性の確保、農林水産業の健全な発展を図る観点等から、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。また、当該計画の対象とする地域個体群が、本県の行政界を超えて分布する場合は、関係する県と協議・調整を行う。

なお、当該計画の対象鳥獣はニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの4種類、計画期間は平成29年度から平成33年度までの5年間、対象区域は県内の必要な区域とし、生息環境の保全・整備を図るため、関係機関と調整し必要な取組を推進する。

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

県及び第二種特定鳥獣管理計画により定められた市町村は、計画の目標を効果的・効率的に達成するため、年度ごとに実施計画を作成し、当該計画は別に県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画と整合を図るものとする。また、第二種特定鳥獣管理計画の効果的な取組を推進するため、関係機関は鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図るなど、総合的な取組の推進に向け連携を図る。

第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

鳥獣の保護管理を適正に推進するため、関係機関と連携を図りながら各種調査データの集積に努める。集積されたデータは「希少種情報データベース」を整備し、関係機関への情報提供を行なう。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

県内の生息分布の把握と保護管理対策の基礎資料を得るため、次の項目について調査を実施する。

- (1) 鳥獣生息分布調査： 県内に生息する鳥獣の分布・繁殖状況等を調査する。調査は、既存資料の活用、アンケート、聞き取り調査及び現地調査とし、保護管理上重要な種については、生息分布図の作成を検討する。
- (2) 希少鳥獣保護調査： 希少野生動物の生息状況等に関する情報を、現地調査や文献調査により収集し、情報解析を行う。
- (3) ガン・カモ・ハク
チョウ類一斉調査： 全国・県下一斉調査（年3回）による冬鳥の渡来地、渡来数を調査し、保護区指定等の検討資料を得る。
- (4) 狩猟鳥獣生息調査： ツキノワグマ・ニホンジカ・イノシシについて、捕獲した個体の状況報告に基づき調査し、保護管理の資料に活用する。
- (5) 狩猟実態調査： 狩猟登録者から狩猟の実態について報告を受け、地域別捕獲状況及びキジ・ヤマドリ出合等の調査を行い、狩猟鳥獣の生息状況を把握する。
- (6) 鳥獣管理対策調査： 農林水産業に被害を及ぼし人との軋轢が増大しているニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ等について、被害状況や生態等を把握する。

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

法に基づく諸制度の運用状況を把握するため、次の項目について調査を実施する。

- (1) 鳥獣保護区等の指定
・管理等調査： 鳥獣保護区の指定効果を把握するため、必要に応じ既設鳥獣保護区の各種調査を実施する。
- (2) 捕獲等情報収集調査： 法に基づいて行われる捕獲（狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）について、捕獲者から、捕獲の位置情報等基本的な項目を報告させる。
- (3) 制度運用の概況情報： 県が法に基づいて行う制度の運用の概況を把握し、この情報を鳥獣保護管理事業計画の作成等に生かすとともに、国に提供する。

第8 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

鳥獣保護管理事業を適正かつ円滑に執行するため、専門的知見を有する人材を含む担当職員の適正配置の検討と資質向上を図るため研修の実施に努める。

2 鳥獣保護管理員

鳥獣保護区等の巡視、管理及び狩猟の取締りを適正かつ円滑に実施するため、各地域ごとに1人以上の保護管理員を配置する。また、資質向上を図るため、計画的に研修を実施する。

3 保護管理の担い手の育成及び確保

野生鳥獣の保護管理に関する研修会等へ地元住民等の参加を促進し、保護管理に精通した人材を育成するとともに、学校教育等と連携し、保護管理の担い手の育成を図る。また、有害鳥獣捕獲の実施を支えてきた狩猟者の育成・確保のための各種施策を継続するとともに、新たに始まった認定鳥獣捕獲等事業者制度も活用していく。

4 鳥獣保護センター等の設置

傷病鳥獣の保護収容，野生鳥獣に関する各種活動や普及啓発等，総合的な機能を備えた施設の将来的な整備に向けて関係者の意見を踏まえ検討を継続する。

5 取締り

狩猟事故及び違法捕獲等を未然に防止するため，県警，県猟友会と連携して，指導取締りを徹底する。

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として，狩猟税の趣旨を踏まえ，鳥獣の保護管理及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図る。また，指定管理鳥獣捕獲等事業については，国の支援を受けつつ，必要な支出に努める。

第9 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

都市部郊外の開発により人と野生鳥獣の圏域が近接し，また高齢化・過疎化による農村環境の変化，狩猟者の減少・高齢化などによりイノシシ等による農林業被害等が恒常的に発生している。多様な鳥獣層の維持とともに，これらの被害防止が大きな課題であり，科学的な調査に基づくデータの分析と長期的視野に立った保護管理が一層求められており，これに従事する専門家の育成及び狩猟者の確保対策等も重要な課題となっている。

2 鳥獣の区分と保護管理の考え方

| | |
|--------|---|
| 希少鳥獣 | 生息状況等の情報を収集するため，広範な関係者から情報提供を受けることができシステムを整備するとともに，宮城県レッドデータブックを定期的に改訂し生息地の保全及び種の保存について県民の理解と協力を求めていく。 また，生物多様性保全上重要で，かつ緊急を要する種については，その捕獲，採取等を規制しこれらを保護するための条例等を制定し，保護・保全に向けた具体的取り組みを行う。 |
| 狩猟鳥獣 | 適正な捕獲の指導とともに，生息数が減少している種についてはモニタリング調査を行なう。また，被害を及ぼす種については捕獲を含めた保護管理・被害防除対策を講ずる。 |
| 外来鳥獣等 | 外来生物法を遵守し，特に特定外来生物として指定される種については，飼育・販売等の規制について周知するとともに，動物愛護担当課と連携して生態系，人命，農林水産業に悪影響を与える可能性のあるペット等の逸走に速やかに対処する。 |
| 指定管理鳥獣 | 指定管理鳥獣の適切な管理のため，個体数推定等を実施して，県内における当該鳥獣の生息状況等の把握に努めるとともに，生活環境，農林業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。 |
| 一般鳥獣 | 非狩猟鳥獣の誤捕獲防止を指導するとともに，水鳥の鉛中毒防止のための指定猟法禁止区域の管理を徹底する。 |

3 狩猟の適正化

狩猟に関する各種制度を総合的に活用することにより，狩猟を規制する地域の指定，狩猟鳥獣の捕獲数，狩猟期間等の制限を必要に応じてきめ細かに実施する。

なお，孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって，その個体数管理に特に配慮しつつ，被害対策等への取組が必要な場合，関係者の意見を踏まえ，入猟者承認制度の運用を検討する。

4 傷病鳥獣救護への対応

救護機関（動物病院等）やアニマルレスキュー隊（県民ボランティア）の協力を得て、治療・一時飼養を行うとともに、県民の自発的参加を促進するための普及啓発に努める。

5 油等による汚染に伴う水鳥の救護

大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が、互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ連絡体制を整備する。

6 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザの感染が疑われる場合には、簡易検査を実施するとともに、その他の感染症についても、感染防止対策について、県民、傷病鳥獣救護従事者等への周知に努める。

7 普及啓発

野生鳥獣に対する県民の認識と鳥獣の保護及び管理についての普及啓発を図るため、各種広報媒体の活用、愛鳥週間行事、野鳥の森等の整備や愛鳥モデル校の指定などを通じ、県民が野生鳥獣に関する基礎的知識を習得し、共存に向けた保護活動が推進できるよう広報活動の強化を図る。また、鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止や、水鳥の保護のために釣り愛好者への釣り糸とおもりの持ち帰りを呼びかけるほか、野鳥の違法捕獲及び違法飼養を行わないよう法令遵守の普及徹底に努める。

8 福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染への対応

野生鳥獣肉の放射性物質モニタリング調査について、民間業者等への委託による測定データの収集に努め、検査結果を広く公表していくとともに、基準値を超えた地域においては食用としての摂取の自粛を要請するなど、必要な対応を継続していく。